

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
条 例	
○北海道議会委員会条例の一部を改正する条例……………（議会事務局議事課）	1
○北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例……………（議会事務局総務課）	1

条 例

北海道議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第30号

北海道議会委員会条例の一部を改正する条例

北海道議会委員会条例（昭和31年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第7号中「12人」を「11人」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月30日から施行する。

北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第31号

北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年北海道条例

第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項から第3項までを次のように改める。

議長及び副議長に対してはその選挙された日から、議員に対してはその職に就いた日から議員報酬を支給する。

2 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときは、その離れた日まで議員報酬を支給する。ただし、議長、副議長及び議員が死亡したときは、その月まで議員報酬を支給する。

3 議員報酬は、いかなる場合においても、重複して支給しない。
第2条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項又は第2項本文の規定により議員報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

附則第10項中「第2条第1項」の次に「及び第4項」を加える。

附則第11項を削り、附則第12項を附則第11項とする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。